

令和 7年 9月 26日

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
記入例	募集実施要領	8	(9)企画提案書の提出について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。	
1	要求水準書	5	3.2.3 管路保守点検業務	(2)漏水調査、(3)漏水修繕、(4)漏水修繕受付について、導水管、送水管、配水管および給水管のメーター1次側までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書	5	3.2.6 給水装置関係業務	嘉島町指定工事店新規登録申請及び更新事務業務は貴町で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	6	3.3.2 その他業務	「各業務に付帯する作業を実施すること。」とあります。各業務とは要求水準書において事業者が実施する業務を示すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	7	4.1.3 水圧管理の水準	水圧の要求水準は、水道法に定める『配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150kPaを下らないこと。』また、『配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大静水圧が740kPaを超えないこと』という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	要求水準書	7	4.1.4 維持管理業務の計画及び報告	相当の理由により、当該年度に実施を予定する業務に関する計画または年間維持管理計画書の内容に変更が生じた場合、変更分の提出期限等は協議により定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	9	4.2.2 施設、設備の巡視及び保守点検業務 (1)業務の内容 ②施設・設備保守管理	「※遠方監視装置の保守点検は本町の業務範囲とする。」とありますが、貸出資料の『電気計装工事 計装フロー図』では、計装監視盤内に貴町にて保守点検される遠方監視装置が実装されているように読み取れます。計装監視盤の点検所掌区分の詳細をご教示ください。	計装監視盤内の装置については、保守点検の対象としてください。

令和 7年 9月 26日

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
7	要求水準書	10	4.2.2 施設、設備の巡視及び保守点検業務 (1) 業務の内容 ⑤ 消耗部品の交換、簡易な補修及び修繕	「汎用工具、消耗品や材料を用いた簡易な修繕及び修理」とはどのようなことを想定されていますか。 例) 断水を伴わない2時間程度で完了する修繕及び修理など。	具体的なケースは想定しておりませんが、ご理解のとおりの簡易な修繕及び修理です。
8	要求水準書	12	4.2.5 水質検査・管理業務 (1)業務内容① 水質検査(法定検査、自己検査)	「最適な薬品注入率による水質管理に努めること。」とあります が、施設・設備の機能の範囲内で要求水質が確保できる ように管理するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	12	4.2.5 水質検査・管理業務 (1)業務内容②管末残留塩素等測定(法定検査、毎日検査)	管末の残留塩素の測定について、DPD比色法に基づく検査 が行える機器であれば、機器の選定は事業者に委ねられる という理解でよろしいでしょうか。	水道法施行規則第十七条第二項の規定にある試験方法に準じた機器であれば問題ありません。
10	要求水準書	14	4.4.1 各業務に付随する業務 ③ 本町の求める資料の作成支援	現在、想定されている資料名や頻度などをご教示頂けない でしょうか。	現在想定しているものはございません。 調査への回答に専門的な知識が必要になった場合、助言等をいただきたいと考えております。
11	要求水準書 【別紙1】第三者委託の範囲	1	修繕業務(定期修繕)	稼働設備における定期交換部品(例バッテリー、水質計消耗部品等)に関しては、本業務範囲外との理解でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書 【別紙2】リスク分担表 (案)	1	施設の不具合	「施工不良等」とありますが、調査設計の瑕疵も含まれると の理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表の記載のとおりです。調査設計の瑕疵が本業務に影響する具体的なケースが想定できません。
13	要求水準書 【別紙2】リスク分担表 (案)	1	その他法令上の責任	「受注者の業務履行上で直接関係するもの(労働安全衛生法、消防法等)」は受注者のリスクとありますが、施設および 設備の仕様が法令に抵触する場合は発注者のリスクという 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書 【別紙2】リスク分担表 (案)	1	不可抗力	「不可抗力」には戦争や暴動・放火などの人災や、感染症の 流行、サイバー攻撃のようなものも含まれるという理解でよろ しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、不可抗力に該当するか否かは協議により決定します。

令和 7年 9月 26日

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
15	募集実施要領	2	2 業務内容に関する事項 (10) 許認可等の取得に関する事項	「各種補助に係る申請書」とあります。具体的にはどの様な補助メニューを想定しておりますでしょうか。	現時点で具体的に予定しているものはありません。
16	募集実施要領	4	2 事業者の参加資格に関する事項 (2) 参加資格要件 ④	「水道事業(簡易水道を含む)又は…履行した実績を有する者であること。」とありますが、【様式6】にある「過去10年間(2016年4月以降)」に契約を締結しており、1年以上経過していれば、参加資格確認書類の受付日において履行中の案件でも実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	募集実施要領	4	2 事業者の参加資格に関する事項 (2) 参加資格要件 ④	「水道事業…浄水場等に常駐し運転管理を行う業務)を、元請として履行した実績を有する者であること。」とありますが、SPC(特別目的会社)で維持管理業務等を受託している場合、そのSPCの代表企業であれば元請けとして履行した実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	募集実施要領	4	2 事業者の参加資格に関する事項 (2) 参加資格要件 ④	「水道事業…浄水場等に常駐し運転管理を行う業務)を、元請として履行した実績を有する者であること。」とありますが、SPC(特別目的会社)で維持管理業務等を受託している場合、SPCから参加者が直接受託した維持管理業務の実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	募集実施要領	4	2 事業者の参加資格に関する事項 (2) 参加資格要件 ④	水道事業又は用水供給事業とありますが、工業用水道事業も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	募集実施要領	7	3 募集に関する手続き等 (4) 関係資料等に関する質問への回答公表	「質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。」とありますが、こちらの回答日も9月26日という理解でよろしいでしょうか。	回答方法は電子メールを想定しています。送信日は回答公表日と同日です。また、該当する質問がないと本町が判断した場合も、質問者に対して通知などは行いません。

令和 7年 9月 26日

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
21	募集実施要領	8	4 受託者の決定等 (1)委員会の設置	「…本業務について委員に対して直接又は…当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。」とありますが、委員会名簿が公表されておりません。最善の注意を図るためにも、委員会名簿を公表して頂けないでしょうか。	公表はいたしません。
22	募集実施要領	8	4 受託者の決定等 (3)優先交渉権者の決定	「当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、町は優先交渉権者を決定し、…」とありますが、選定された優秀提案者が優先交渉権者となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	募集実施要領	11	5 企画提案書類作成時の提出書類 (1)作成に当たっての留意事項	「①事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。」とありますが、具体的な提案を行うにあたり技術者の氏名や経歴、バックアップ拠点など参加者を特定できない表現であれば記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	募集実施要領	11	5 企画提案書類作成時の提出書類 (2)提出書類	「企画提案書については11部(正本1部、副本10部)」とありますが、正本については参加者名を記載したほうがよろしいでしょうか。	正本には記載してください。
25	募集実施要領	13	5 提出書類の取扱い (1)著作権	「…必要な範囲で企画提案書の一部を無償で使用し、公表又は公開することができる。」とありますが、参加者のノウハウにあたる可能性もありますので使用時は参加者に確認をいただけますようお願いいたします。	事前確認のうえ使用します。
26	契約書(案)	2	第1条（総則）	契約書と「要求水準書等」の各文書間で齟齬または矛盾があつた場合の順位や解決方法(いわゆる「規定の適用関係」)をご教示ください。	契約書、契約締結に至るまでの合意事項等に係る書面、要求水準書、提案書の順に解釈を優先するものとし、提案書が要求水準書を上回る事項は提案書を優先します。

令和 7年 9月 26日

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
27	契約書(案)	2	第1条（総則）	「この契約(契約書及びこの約款をいう。以下同じ。)に定めるもののほか別冊の要求水準書及び図面等、発注者が公表した書類、受注者が提出した提案書並びに左記に関する質問回答(以下「要求水準書等」という。)」とあります。一方で要求水準書には、①募集実施要領②提案評価基準③契約書(案)④様式集⑤要求水準書を総称して「募集実施要領等」とあります。契約書に記載の「要求水準書等」の範囲を文書名でご教示ください。	文面のとおり(公表資料一式、提案書、質問回答)です。
28	契約書(案)	4	第14条（再委託等）	「受注者は…ただし、その一部について、あらかじめ書面によって発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」とありますが、再委託を禁止する業務などは定まっていますでしょうか。また、その業務は受注者との協議により変更していくことは可能でしょうか。	再委託を禁止する業務は定めていませんが、施設運転管理・巡回保守点検業務、管路施設保守管理等の本町が特に重要と考える業務については、受託者が直接実施すべき業務であると考えています。
29	契約書(案)	4	第15条（施設機能の確認及び使用)第1項	「業務準備期間終了日(令和8年3月31日)までの間に、本件施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会の上確認するものとする。」とありますが、そのいずれかが仕様や法令を満たさない場合については、貴町の負担により修補するという理解でよろしいでしょうか。	本町の責任で対応します。
30	契約書(案)	7	第25条（水質異常に対する措置）	「配水施設の水質」とありますが要求水準書P6に記載の「配水池出口の要求水質」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	契約書(案)	9	第36条(委託料の支払)第4項	「…前条第2項に規定する支払…」とありますが、"前条第2項"は"本条第2項"の誤記と理解してよろしいでしょうか。	本条第2項の誤りです。
32	契約書(案)	10	第38条(委託料の減額)	「発注者は、委託料の減額を行うべき事実を確認した場合、当該事実が発生した日以降、最初の支払期において、支払うべき委託料の額を減額することができる。」とありますが、この法的性質は、契約不適合責任に基づく減額請求と理解してよろしいでしょうか。 そうではない場合、単に減額とだけあり、どのような法的構成(性質)に基づくものなのか分かりませんので、当該減額の法的性質をご教授頂きたく存じます。	ご理解のとおりです。

令和 7年 9月 26日

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
33	契約書(案)	10	第39条（物価の変動等に基づく委託料の変更）	「急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、委託料の額が著しく不適当となったときは…」とありますが、『〇年～〇年の指標の変動率が〇%以上の場合』等の具体的な指標や閾値をお考えでしたらご提示いただけますでしょうか。また参考する指標については、人件費と委託費は建築保全業務労務単価。その他は、消費者物価指数中分類指標(総合)としていただけませんでしょうか。	各指標の変動が毎年1%以上発生した場合を想定しています。参考する指標は、契約書(案)に追加公表します。
34	契約書(案)	10	第42条（契約期間終了時の施設の確認）第2項	免責事項を定める但書に『不可抗力』を免責事項として追記していただけないでしょうか。	不可抗力についてはリスク分担にて定めがあり、ここでの記載は不要と考えます。
35	契約書(案)	13	第48条（保険）	「第三者を対象とした水道賠償責任保険…」とありますが、日本水道協会の水道賠償責任保険又は類似する別の保険会社の第三者賠償責任保険を付保する。という理解でよろしいでしょうか。また、水道事業者である発注者も引き続き水道賠償責任保険を付保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	契約書(案)	15	第57条(著作物の使用等)	本文では「著作権は、当事者に帰属する」と規定されておりますが、続く但書において「発注者及び受注者」双方の利用権が定められております。この点、但書の規定が成り立つためには、本文の「当事者」は発注者・受注者のいずれか一方を指すのではなく、当該著作物を創作した本来的な“著作権者”を指す趣旨と理解しておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	様式集	4	【様式4～11】	各様式に記入する商号・所在地・代表者氏名・押印について、令和7・8年度嘉島町入札参加資格審査申請時に申請した委任先を記入・押印して申請してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
38	様式集	8	【様式6】水道施設の維持管理業務の実績実績	「過去10年間(2016年4月以降)の類似業務実施件数」の(元請)(下請)とは、参加者の類似実績件数全てを記入するのではなく、実施実績として申請する件数の内訳を記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

令和 7年 9月 26日

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
39	様式集	9	【様式7】保有する技術者の状況	主な資格と有資格者数において、「※料金関係業務、維持管理業務に有益と考える主な資格を記入すること。」とありますが、想定されている資格があればご教示ください。	本業務の内容を踏まえてご提案ください。
40	様式集	10	【様式8】配置予定従業員調書(業務実施体制)	参加資格確認書類提出後に配置予定従業員がやむを得ない事情で配置できなくなった場合、変更は認めていただけますか。	変更を認めます。
41	様式集	17	【様式10-5】受託実績	業務実施に当たって工夫した点や他者より優れていたと考えられる点について記述すればよいため、契約書等の証憑添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	証憑添付は不要です。